

項番	検査	機能名称	機能ID	機能要件	業務区分 (共通、土地家屋、償却)	要件修正方針 (追加、修正、削除、変更なし、要検討)	対応方針		構成員向け区分 (質問・報告)	構成員向け質問		構成員向け回答欄	
							対応内容	構成員向け質問		区分	詳細		
1.2.1.	1	課税台帳作成	0120015	課税台帳は、一筆または一面地ごとに、様式記載事項（地方税法施行規則第24号様式及び第27号様式に掲げる事項）に加え、以下の情報（様式記載事項は除く）を管理（設定・保持・修正）できること。賦課決定以降、任意のタイミングで現年度の土地（補充）課税台帳をコピーし、次年度向け土地（補充）課税台帳の作成ができること。再異動により元の状態に戻すことが可能であること。 ＜土地（補充）課税台帳情報＞ ・土地登記情報 ・土地現況情報 ・土地評価情報（評価額） ・課税標準額関連情報（固定資産税の課税標準額（負担調整措置の適用がある場合は適用後の額）、課税標準額の特例措置による軽減額、本則課税標準額） ・負担調整措置関連情報 ・税額関連情報（相当税額、減免税額） ・納税義務者情報（共有情報を含む） ・納税義務者区分（登記上の権利者、地上権者、質権者、現所有者、使用者） ・適用する固定資産税の特例類型、根拠、特例率、適用開始年度、適用終了年度、適用を受ける地積 ・適用する固定資産税の非課税類型、根拠、適用開始年度、適用終了年度、適用を受ける地積 ・適用する固定資産税の不均一課税類型、適用開始年度、適用終了年度、根拠 ・適用する固定資産税の減免類型、根拠、減免率、適用を受ける地積、適用を開始した日（納期）及び終了した日 ・異動事由及び異動年月日 ・更正事由及び更正年月日 ・メモ ・課税処理保留フラグ ・物件番号（自動採番を前提としている。なお、自動採番の採番ルールについては、各事業者のパッケージ標準の採番ルールに従う。） ・特例率及び減免率については、選択した特例類型、減免類型ごとに、あらかじめ設定された割合が自動入力されることとする。 軽減期間を経過した場合に、特例措置が適用されなくなることを。 減免期間を経過した場合に、減免措置が適用されなくなることを。	土地家屋	修正	以下の誤記載を修正いたします。 修正前：・適用する固定資産税の不均一課税類型、適用開始年度、適用終了年度、 根拠 修正後：・適用する固定資産税の不均一課税類型、 根拠 、適用開始年度、適用終了年度、 適用を受ける地積	報告					
	2		0120016	課税台帳は、一筆または一面地ごとに、様式記載事項（地方税法施行規則第24号様式及び第27号様式に掲げる事項）に加え、以下の情報（様式記載事項は除く）を管理（設定・保持・修正）できること。 ＜土地（補充）課税台帳情報＞	土地家屋	要検討	※機能ID：0120015に係る論点ですが、 便宜的に本行に記載いたします。 事業者から「適用する固定資産税の非課税類型」の「適用開始年度、適用終了年度」については、過剰ではないかとのご意見を受けたため、WTにて検討いたします。	質問	APPLICから『非課税の「開始年」「終了年」を入力するのは稀なケースと思われます。』との意見がございました。 以上を踏まえ、構成員に対してご質問します。 「適用する固定資産税の非課税類型」の「適用開始年度、適用終了年度」について、現行運用上、管理しておりますでしょうか (1) 固定資産税の非課税類型を ①適用開始年度のみ管理 ②適用終了年度のみ管理 ③適用開始・終了年度どちらも管理している ④適用開始・終了年度のいずれも管理していない のうちいずれの管理方法を行っているでしょうか。 (2) ①②③を管理している地方団体に対してご質問です。 ①②③を標準オプションとする実務上支障が生じますでしょうか。 また、生じる場合、どのような支障が生じるか具体的に記載ください。				
2.2.1.	1	課税台帳作成	0120091	課税台帳は、一筆ごとに、様式記載事項（地方税法施行規則第25号様式に掲げる事項）に加え、以下の情報（様式記載事項は除く）を管理（設定・保持・修正）できること。賦課決定以降、任意のタイミングで現年度の家屋（補充）課税台帳をコピーし、次年度向け家屋（補充）課税台帳の作成ができること。再異動により元の状態に戻すことが可能であること。 ＜家屋（補充）課税台帳情報＞ ・家屋登記情報 ・家屋現況情報 ・家屋評価情報 ・課税標準額関連情報 ・税額関連情報（相当税額、減免税額、軽減税額） ・納税義務者情報（共有情報を含む） ・納税義務者区分（登記上の権利者、質権者、現所有者、使用者） ・区分所有情報（持分割合、部屋番号、軽減対象床面積、専有部分の床面積（居住部分及びその他部分）、共用部分の床面積、1棟全体の床面積） ・適用する固定資産税の特例類型、特例率、適用開始年度、適用終了年度、適用を受ける床面積 ・適用する固定資産税の非課税類型、適用開始年度、適用終了年度、適用を受ける床面積 ・適用する固定資産税の不均一課税類型、適用開始年度、適用終了年度、適用を受ける床面積 ・適用する固定資産税の減免類型、減免率、適用を受ける床面積、適用を開始した日（納期）及び終了した日 ・異動事由及び異動年月日 ・更正事由及び更正年月日 ・メモ ・増改築フラグ ・附属家フラグ ・課税処理保留フラグ ・物件番号（自動採番を前提としている。なお、自動採番の採番ルールについては、各事業者のパッケージ標準の採番ルールに従う。） ・特例率及び減免率については、選択した特例類型、減免類型ごとに、あらかじめ設定された割合が自動入力されることとする。 軽減期間を経過した場合に、特例措置が適用されなくなることを。 減免期間を経過した場合に、減免措置が適用されなくなることを。	土地家屋	修正	以下の誤記載を修正いたします。 修正前：・適用する固定資産税の不均一課税類型、適用開始年度、適用終了年度、適用を受ける床面積 修正後：・適用する固定資産税の不均一課税類型、 根拠 、適用開始年度、適用終了年度、適用を受ける床面積	報告					
	4		0120101	家屋評価情報を管理（設定・保持・修正）できること。 ＜家屋評価情報＞ ・評価額 ※区分所有家屋においては1棟全体の評価額 ・区分所有家屋の専有部分ごとの評価相当額 ※タワーマンションにおいてはタワーマンション補正前の額 ・区分所有家屋の専有部分ごとの評価相当額（タワーマンション補正後） ・再建築評点 ・評点1点当たりの価額 ・タワーマンションフラグ	土地家屋	要検討	※機能ID：0120101～0120103に係る検討事項。（本資料上は本行にのみ記載。） 事業者からタワーマンションに係る機能は過剰ではないかとのご意見を受けたため、WTにて検討いたします。	質問	タワーマンションのない自治体をメイン顧客としている事業者から、タワーマンションに係る機能については過剰であるとのご意見をいただいたため、必須機能からオプション機能としたいと考えておりますが、いかがでしょうか。 区分欄にて、賛成又は反対であるかをご回答ください。				
4.1.1.	1	納税義務者マスタ管理	0120190	一の納税義務者ごとに、納税義務者情報を管理（設定・保持・修正）できること。 ＜納税義務者情報＞ ・宛名情報（宛名番号を含む。） ・納税義務者番号 ・納税者ID（eTAX） ・振替口座情報（金融機関名、金融機関の支店名、口座番号、預金種別、口座名義人） ・宛名に係る異動日、異動事由 ・課税処理保留フラグ（課税保留の該当の有無） ・閉鎖フラグ（納税義務者情報の閉鎖の有無） ・代理人等情報（肩書（納税承継人、破産管財人、相続人・包括受遺者、納税管理人、法定代理人、その他）、氏名、住所、電話番号、特記事項（メモ）） ・納税通知書等送付先情報（送付先の氏名・名称、郵便番号又は居所、住所、電話番号、送付先を設定する理由、送付先区分（納税義務者、納税管理人、相続人代表者、法定代理人、担当税理士、担当支社）） ・償却資産申告書等送付先情報（送付先の氏名・名称、郵便番号、住所、電話番号、送付先を設定する理由、送付先区分（納税義務者、納税管理人、相続人代表者、法定代理人、担当税理士、担当支社）） ・DV被害者等の「住所に代わる事項」【令和4年度税制改正関係】 ・非課税類型 ・減免該当者フラグ ・別段の意思表示フラグ ・メモ	共通	修正	以下の誤記載を修正いたします。 修正前：・納税通知書等送付先情報（送付先の氏名・名称、 郵便番号又は居所 、住所、電話番号、送付先を設定する理由、送付先区分（納税義務者、納税管理人、相続人代表者、法定代理人、担当税理士、担当支社）） 修正後：・納税通知書等送付先情報（送付先の氏名・名称、 郵便番号 、 住所又は居所 、電話番号、送付先を設定する理由、送付先区分（納税義務者、納税管理人、相続人代表者、法定代理人、担当税理士、担当支社））	報告					

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	業務区分 (共通、土地家 屋、債却)	要件修正方針 (追加、修正、 削除、変更な し、要検討)	対応内容	構成員向け区分 (質問・報告)	構成員向け質問	区分	詳細
8.1.4.		共有者への納税通知書等発行	0120239	<p>共有者グループに対して、当初賦課処理または税額更正処理後、固定資産税の納税通知書、課税明細書、納付書、更正価格決定通知書（税額更正処理後の場合のみ）、更正賦課決定通知書（税額更正処理後の場合のみ）を、以下の出力設定で、一括または個別で発行できること。</p> <p>以下の出力設定を、共有者グループごとに設定できること。</p> <p><出力設定></p> <ul style="list-style-type: none"> 共有者の代表者に対してのみ、納税通知書、課税明細書、納付書（全税額分）、更正（賦課）決定通知書、更正（価格）決定通知書を発行 共有者の代表者に対してのみ、納付書（全税額分）を発行し、共有者全員に対して納税通知書、課税明細書、更正（賦課）決定通知書、更正（価格）決定通知書を発行 共有者全員に対して納税通知書、課税明細書、納付書（共有者の持ち分で按分した税額分）、更正（賦課）決定通知書、更正（価格）決定通知書を発行 共有者全員に対して納税通知書、課税明細書、納付書（全税額分）、更正（賦課）決定通知書、更正（価格）決定通知書を発行 共有者の代表者に対してのみ、納付書（全税額分）を発行し、納税通知書等発行対象フラグが設定されている者に対して納税通知書、課税明細書、更正（賦課）決定通知書、更正（価格）決定通知書を発行 納税通知書等発行対象フラグが設定されている者に対して納税通知書、課税明細書、納付書（全税額分）、更正（賦課）決定通知書、更正（価格）決定通知書を発行 	共通	要検討	<p>事業者から以下の出力設定について、二重納付の恐れがあることから、必須機能からオプション機能としてほしいのご意見がでております。これらについて、要件緩和してもよいかWTにて検討いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 共有者全員に対して納税通知書、課税明細書、納付書（全税額分）、更正（賦課）決定通知書、更正（価格）決定通知書、更正（価格）決定通知書を発行 納税通知書等発行対象フラグが設定されている者に対して納税通知書、課税明細書、納付書（全税額分）、更正（賦課）決定通知書、更正（価格）決定通知書を発行 	質問	<p>(1) 以下の出力設定について、オプション機能としてもよいか確認させてください。また、必須機能のままとした方が良い場合はその理由も併せてご教示ください。</p> <p>①共有者全員に対して納税通知書、課税明細書、納付書（全税額分）、更正（賦課）決定通知書、更正（価格）決定通知書を発行</p> <p>②納税通知書等発行対象フラグが設定されている者に対して納税通知書、課税明細書、納付書（全税額分）、更正（賦課）決定通知書、更正（価格）決定通知書を発行</p> <p>(2) ②についてのベンダーからの意見は、納税通知書等発行対象フラグを複数人に設定した場合の事例を想定したものかと考えております。納税通知書等発行対象フラグを複数人に設定することが実務上あるかどうか教えてください。ある場合には、どのような場合に複数人に設定するのか教えてください。</p> <p>(3) WT構成員において、現行システム上どのように共有者の納税通知書を管理しているでしょうか。</p> <p>①共有者の代表者に対してのみ、納税通知書、課税明細書、納付書（全税額分）、更正（賦課）決定通知書、更正（価格）決定通知書を発行</p> <p>②共有者の代表者に対してのみ、納付書（全税額分）を発行し、共有者全員に対して納税通知書、課税明細書、更正（賦課）決定通知書、更正（価格）決定通知書を発行</p> <p>③共有者全員に対して納税通知書、課税明細書、納付書（共有者の持ち分で按分した税額分）、更正（賦課）決定通知書、更正（価格）決定通知書を発行</p> <p>④共有者全員に対して納税通知書、課税明細書、納付書（全税額分）、更正（賦課）決定通知書、更正（価格）決定通知書を発行</p> <p>⑤共有者の代表者に対してのみ、納付書（全税額分）を発行し、納税通知書等発行対象フラグが設定されている者に対して納税通知書、課税明細書、更正（賦課）決定通知書、更正（価格）決定通知書を発行</p> <p>⑥納税通知書等発行対象フラグが設定されている者に対して納税通知書、課税明細書、納付書（全税額分）、更正（賦課）決定通知書、更正（価格）決定通知書を発行</p> <p>⑦その他</p> <p>その他、納税通知書についての出力機能について、ご意見ございましたらご記載ください。</p>		
8.1.10.		税務署への通知	0120245	<p>所轄税務署宛ての相続税法第58条通知をCSV形式で出力できること。</p>	土地家屋	追加	<p>令和4年度税制改正により、市町村長が相続税の課税のために税務署長に対して行うこととされた固定資産情報の通知について、eTAXを通じて電子的に通知することとなったため、8.1.10.の機能を以下のとおり変更する。</p> <p>修正前：所轄税務署宛の相続税法58条通知をCSV形式で出力できること。</p> <p>修正後：所轄税務署宛の相続税法58条通知をCSV形式で出力できること。</p> <p>【令和6年度から利用開始予定】 相続税法58条通知をeTAXを通じて通知できること。</p>	報告			